

内部統制システムの整備に関する基本方針

一般社団法人電気通信共済会は、一般社団法人としての社会的責任を自覚しつつ、定款に定める目的を達成するため、以下のとおり内部統制システムの整備を行なう。

I 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1. 当会は、内部統制システムの整備にあたり、法令及び定款の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失の最小化に向けた各種対策を講じる。
2. 上記内部統制システムの整備のため、内部統制室を設置し、規程・体制等の整備を図るとともに、監査レビューの実施や内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
3. 会長は業務執行の最高責任者として内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

II 内部統制システムに関する体制の整備

1 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職員就業規則等において、当会の使命及び社会的役割・責任を自覚し、法令・規則等を誠実に守り、日常誠意をもって業務に専念すべき義務を定める。
- (2) 企業倫理については、行動規範及びコンプライアンスマニュアルを策定し、具体的行動指針とする。
- (3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、理事を委員長として、企業倫理委員会を設置する。
- (4) 法令違反行為等の発生及び拡大の未然防止又は早期解決を目的として、申告・相談を受け付ける企業倫理ヘルプライン(相談窓口)を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、申告者に対して不利益となる取り扱いは行わない。
- (5) 役員や職員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理研修等を実施する。
また、社内チェックの充実・強化を図るため、企業倫理に関する意識調査等を行なう。
- (6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。
- (7) 財務情報の適正性及び信頼性確保のため、以下の取り組みを行う。
 - ① 公益法人会計基準の趣旨を踏まえ、会計処理規程等を策定する。
 - ② 事業状況に応じた業務執行を行うため、適切な計画の策定及び事業ごとの収支管理を実施する。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 理事及び各組織責任者は、担当業務に対するリスク管理を行い、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対応を可能とするため、リスク管理及びクライシス(危機)対応マニュアルを策定する。
- (2) ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、理事を委員長として、会運営に関わる新たなビジネスリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにビジネスリスクマネジメント推進委員会を設置する。
- (3) 個人情報の保護を徹底するため、個人情報保護に関する基本方針及び規程を策定する。

3 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
- (2) 理事会運営規程を定め、年4回以上開催される理事会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (3) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、理事会に独立した立場の非業務執行理事を含める。
- (4) 経営の重要事項等を議論し、適正な意思決定を行うための幹部会議を設置する。

4 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書(関連資料及び電子記録媒体等に記録されたものを含む。以下「文書」という。)その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書処理規程、情報セキュリティ規程等を策定する。
- (2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。
- (3) 情報資産についての情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ推進委員会を設置する。

5 監事の職務を補助すべき職員に関する体制及び当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めたときは、会長は、当会の職員から、監事補助者を配置するものとする。
- (2) 当該職員は、監事から具体的に指示のあった職務の執行に当たっては、監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
- (3) 当該職員の人事異動、評価等については、監事の意見を尊重し対処する。

6 理事及び職員が監事に報告をするための体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - ① 幹部会議で決議された事項
 - ② 当会に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
 - ③ 四半期決算報告
 - ④ 経理事務自治点検・個人情報保護監査の状況
 - ⑤ 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - ⑥ ヘルプラインへの通報状況
 - ⑦ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- (2) 監事へ前(1)の職務執行その他に関する報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取り扱いを行わない。
- (3) 監事の求めに応じ、会長、会計監査人等は、それぞれ定期的及び随時に監事と意見交換を実施する。
- (4) 監事は社員総会及び理事会のほか、重要な会議に出席することができる。
- (5) 監事は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- (6) 監事は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当会は当該請求に基づき支払いを行う。